

議案第7号

南風原町保育の利用等に関する条例

南風原町保育の利用等に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年3月3日提出

南風原町長 城間俊安

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第45号）の施行により、南風原町保育所における保育等に関する条例（昭和62年南風原町条例第12号）の全部を改正する必要があるため提案する。

南風原町保育の利用等に関する条例

南風原町保育所等における保育等に関する条例（昭和62年南風原町条例第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の保育所における保育の利用（以下「保育の利用」という。）並びに保育所等における保育料及び地域子ども・子育て支援事業の利用に係る利用者負担金に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、「保育所等」とは、児童福祉法第24条第1項の保育所及び同条第2項の家庭的保育事業等をいう。

2 この条例で定めるもののほか、この条例において使用する用語は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において使用する用語の例による。

（保育の利用の対象者）

第3条 保育の利用ができる者は、児童福祉法第24条の規定により保育を行うこととされる児童とする。

2 前項の児童であっても、町長は、次の各号のいずれかに該当する者については、保育を行わないことができる。

- (1) 身体が虚弱で保育の利用が困難であると認められる者
- (2) その他町長が入所を不相当と認める者

（保育の利用の申込み）

第4条 保育の利用を希望する保護者は、申込書を町長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 児童及び保護者の氏名
- (2) 児童及び保護者の住所
- (3) その他町長が必要と認める事項

（保育の利用の決定等）

第5条 町長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、当該申込みに係る児童及び世帯の状況等を調査の上、保育の利用の諾否について決定し、これを当該児童の保護者に通知しなければならない。

（保育の利用の期間）

第6条 町長は、前条の規定により保育の利用を承諾するときは、保育の利用を認める期間を付するものとする。

（出席の停止）

第7条 町長は、保育の利用をしている児童が、疾病その他の事由により他の児童の保育の利用に支障を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、当該児童の出席を停止することができる。

（保育の利用の解除）

第8条 町長は、保育の利用の継続を不相当と認めるときは、当該保育の利用を解除することができる。

（保育料の徴収）

第9条 南風原町保育所設置及び管理等に関する条例（昭和62年3月30日条例第11号）第2条の保育所において保育の利用をする児童の保護者又はその扶養義務者

は、規則で定める額の保育料を納付しなければならない。この場合において、納付する保育料の額は、次項の規定により規則で定める額と同額とする。

2 保育の利用をする児童（前項の児童を除く。）の保護者又はその扶養義務者は、保育料として、子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定により、町長が同条第1項の保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して当該児童の年齢等に応じて規則で定める額を納付しなければならない。この場合において、納付する保育料の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号の政令で定める額を上限とする。

3 児童福祉法第24条第5項又は第6項の措置に係る本人又はその扶養義務者は、保育料として、その負担能力に応じて町長が同法第56条第3項の規定により規則で定める額を納付しなければならない。この場合において、納付する保育料の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号の政令で定める額を上限とする。

（地域子ども・子育て支援事業の利用に係る利用者負担金）

第10条 子ども・子育て支援法第59条の規定により実施する事業のうち利用者負担金を徴収する事業及び当該利用者負担金の額は、規則で定める。

（保育料又は利用者負担金等の減免）

第11条 町長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、第9条各項の保育料又は前条の利用者負担金を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に改正前の南風原町保育所における保育等に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の規定は、施行日以後の利用に係る保育料及び利用者負担金について適用し、施行日前の利用に係る保育料及び利用者負担金については、なお従前の例による。

（準備行為）

4 施行日以後の保育の利用に係る決定その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。